

北海道告示第 11616 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるため、次のとおり漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があった。

その届出に係る指定漁船調書は、漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合の事務所に備え置いて、令和 5 年 12 月 22 日から 15 日間、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 22 日

北海道知事 鈴木 直道

発起人の住所及び氏名	加入区名	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項 の申出をする漁業協同組合の名称	
苫前郡苫前町字苫前 10 番地	堀井 浩司	北留萌加入区	北るもい漁業協同組合
苫前郡羽幌町大字焼尻字豊崎 188 番地町営住宅 4-1	高嶋 清之	同	同